

第2期

大分県科学技術振興指針



平成25年3月

大 分 県

はじめに

科学技術は、人々の暮らしをより良いものにし、産業の創出など経済の発展を促すとともに、食糧・エネルギー問題や地球環境問題など、人類の直面する様々な課題の克服に貢献するための手段となるものです。

平成7年に制定された「科学技術基本法」においても、科学技術は、我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与するとともに世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展に貢献することを目的とするものとされています。

大分県では、平成15年に「大分県科学技術振興指針」を策定しました。地域に根ざした科学技術の振興を総合的・計画的に行い、県民生活の向上や地域産業の発展を目的として、本指針に基づき、科学技術振興施策に取り組んできました。

しかしながら、経済のグローバル化や技術革新の進展、人口減少・超高齢社会の到来など、近年の社会経済環境の変化によって科学技術振興施策を見直す必要が生じています。

特に平成23年3月の東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所の事故によって、エネルギー政策の見直しが行われる中、安全・安心なエネルギーの安定的な確保に、科学技術が大きな役割を果たすことが期待されています。

将来にわたり、本県が持続的に発展していくためには、本県が有する高度なものづくり技術や人材、安全・安心な「農林水産物」に代表される地域資源など、本県の強みと特徴を活かし伸ばすという視点に立ち、科学技術を育み、より効果的に科学技術の成果を生み出す必要があります。

また、人々の暮らしをより良いものにするとともに、高い生産性と競争力を持ち、持続的に成長する地域産業を育てるためには、科学技術の絶えざる技術革新の成果を地域産業や県民生活に結びつける活動をさらに強化していくことが求められています。

こうした中、県の総合計画である「安心・活力・発展プラン2005」の実現を科学技術の面から支えるため、このたび、「第2期大分県科学技術振興指針」を策定することとしました。

この指針に基づき、科学技術振興施策を着実に推進することで、安心・安全で豊かな県民生活の実現と活力のある産業の創出を目指していきます。

平成25年3月

大分県知事 広瀬勝貞